

毎年、町には除雪に関する多くの声が寄せられています。その代表的な質問と要望について回答します。

Q 除雪車の出動基準は？

A ※町道の場合

①積雪が10cmを超え、さらに降雪が見込まれる場合。
※車道の除雪と合わせて主要通学路などの歩道やコミセン、学校などの除雪を一齐に行います。

②圧雪などで交通事故や交通障害が発生する恐れがある場合。

③強風などで、路面の吹きだまりが著しい場合。

④融雪などで、道路のわだちが著しい場合。

⑤道路パトロール等により、除雪が必要と判断した場合。

※夜間に降った雪は通勤・通学に支障のないよう、午前7時頃までには完了する体制としています。

Q 雪が降っていても除雪車が出動しない場合があるのはなぜ？

A 道路の雪を両側にかき分けて除雪を行うことから、道路の両側にはどうしても寄せ雪が残ってしまうため、各宅地の出入口付近の除雪は各家庭の皆様をお願いします。

Q なぜ除雪車は家の前に雪を置いて行くの？

A ①雪が降り続けている場合、通勤・通学などの交通ラッシュ時を避けるため、時間がかかる団地内の除雪を1回の出動で効率良く済ませるため、除雪後の道路に雪を残さないように作業を完了させるなどのため。
②安全性の確保が困難な場合。
③日中の気温がプラスで、翌日以降もプラスの気温が見込まれる場合。
などの理由があります。

ています。また、住宅地の道路には、歩道のように見える部分があります。これは、電柱や標識、ガス管などを地下に埋設するスペースとして設けており、冬は堆雪スペースとして使用しております。

Q 除雪車が来るのが遅い

A 一台の除雪車が除雪を完了するまでに6〜8

Q 公園(街区公園)に雪を捨てたい

時間程度の時間を要するため、地域によっては除雪が遅れる場合がありますが、ご理解をお願いします。

A 町では、住宅地内にある公園(街区公園)に雪を捨てることを認めています。が、次の2つのルールを守ってください。

①雪捨ては、ママさんダンブヤスコップのみで行う。
※ショベルローダーやトラックでの排雪は町指定の雪捨て場に運搬し捨ててください。

②歩道まで雪をはみ出して雪を捨てない。

【注意！】街区公園の管理は公区にお願いしています。公区によっては、公園への雪捨てを禁止している場合がありますので、お住まいの公区の公区長にご確認ください。

除雪をスムーズに進めるために

皆さんが利用する道路を少しでも早く除雪するため、民間の除雪車両を借り上げて除雪体制を整えています。ため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

除雪に関するお願い



- 路上駐車をしないでください
- 道路に障害物を置かないでください
- 車道へ雪を捨てないでください
- 除雪車には近付かないでください
- 深夜や早朝の作業にご理解ください
- 屋根の雪、つららの撤去にご協力ください
- 車道のセンターラインを越えた除雪作業に注意してください
- 雪山でそり遊び、スキーなどをしないでください

宅地の雪を道路に出す行為は法律違反です！

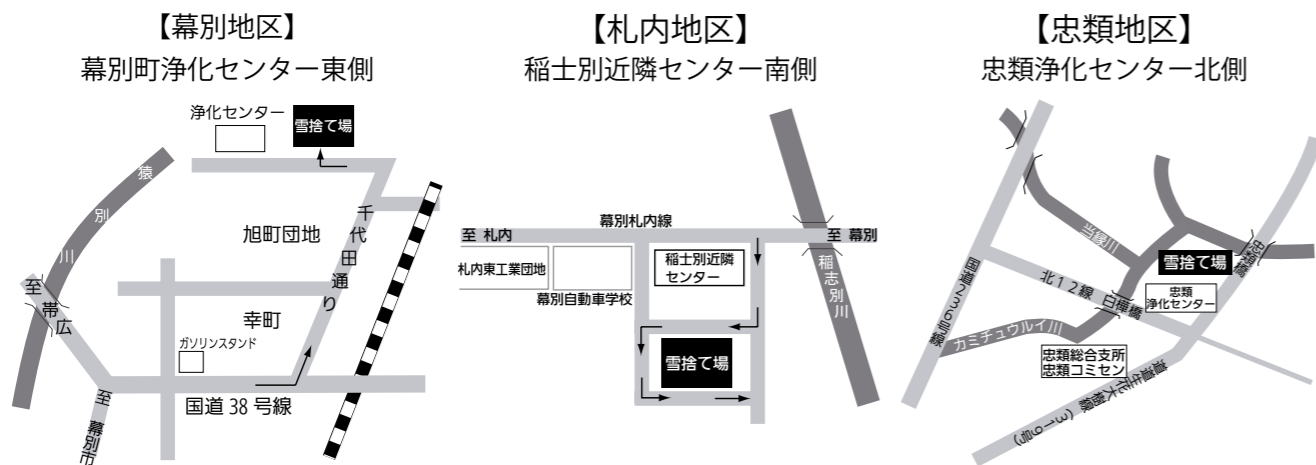
自宅や店舗、事務所などの雪を道路に捨てる行為は法律違反です。

道路交通法第76条3項

道路法第43条2号

この2つの法律に違反し、**刑事罰が科せられます**。交通妨害となるような道路への雪出しを見かけた方は、警察に通報、または土木課管理係(0155-54-6622)までご連絡ください。

雪捨て場のご案内



除雪に関する問い合わせ先

【幕別・札内地域】

- ▶町道:土木課管理係(TEL 0155-54-6622)
- ▶道道:十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課施設保全室(TEL 0155-27-8727)
- ▶国道:帯広開発建設部帯広道路事務所(TEL 0155-25-1250)

【忠類地域】

- ▶町道:忠類総合支所経済建設課建設管理係(TEL 01558-8-2111)
- ▶道道:十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所(TEL 01558-6-3141)
※道道幕別大樹線(駒島市街~旧忠類町界)、道道駒島更別線(駒島市街~更別町界)は十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所にお問い合わせください。
- ▶国道:帯広開発建設部広尾道路事務所(TEL 01558-2-3148)